

## 第 39 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 2 年 12 月 18 日（金）  
15 時 00 分～16 時 55 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁第 2 会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，関根，滝浦，  
田中（牧），田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 14 名）  
（発表者）佐藤久夫日本社会事業大学名誉教授  
（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，  
町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査及び事務局は，文化庁第 2 会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 38 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 「しょうがい」の表記のあり方について（佐藤久夫氏御提供資料）
- 3 新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告）（素案）
- 4 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告）」の概要（素案）
- 5 新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告・要点版）（たたき台）

### 〔参考資料〕

- 1 「障害」の表記に関する検討結果について（平成 22 年 11 月 22 日 障がい者制度改革推進会議「障害」の表記に関する作業チーム）
- 2 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件（平成 30 年 5 月 30 日 衆議院文部科学委員会決議）
- 3 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日 参議院文教科学委員会）
- 4 「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）（平成 30 年 11 月 22 日 文化審議会国語分科会）
- 5 国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見

### 〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 公用文関係資料集

公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）

公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）

法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）

6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等

文部科学省用字用語例

文部科学省送り仮名用例集

外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）

Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針

各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

## 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 日本社会事業大学名誉教授佐藤久夫氏から配布資料2「「しょうがい」の表記のあり方について（佐藤久夫氏御提供資料）」について説明があり，説明に対して質疑応答及び意見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料3「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告）（素案）」，配布資料4「「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告）」の概要（素案）」及び配布資料5「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告・要点版）（たたき台）」について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 次回の国語課題小委員会について，令和3年1月22日（金）午前10時から正午までの開催であることが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

## ○沖森主査

それでは，定刻になりましたので，ただ今から第39回，今期第5回目の国語課題小委員会を開会いたします。新型コロナウイルス感染防止のため，今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますけれども，よろしく願いいたします。

さて，本日の議事は，（1）常用漢字表について，（2）官公庁における文書作成について，（3）その他ということになっております。特に，（1）の常用漢字表については，事前に事務局からお知らせいたしましたとおり，ヒアリングと協議を行うようにしております。

では，本日の議事に入ることといたします。本日は，常用漢字表についてのヒアリングと協議を行うために，日本社会事業大学名誉教授でいらっしゃる佐藤久夫さんに御参加いただきました。佐藤さんは，研究者の立場で長らく障害者福祉に取り組んでこられました。また，障がい者制度改革推進会議の構成員でもいらっしゃいました。平成22年の頃，国語分科会で常用漢字表の改定の審議が行われていたのとちょうど並行して，政府には障がい者制度改革推進本部が置かれていました。その下に設置されていたのが，当事者と関係者を中心に構成された障がい者制度改革推進会議でした。佐藤さんはこの会議の委員でいらっしゃるのと同時に，その中で「「障害」の表記に関する作業チーム」に属していらっしゃいました。本日は，参考資料1として，この作業チームの報告書をお配りしてあります。

さて，「碍」の字を常用漢字表に追加することの可否につきましては，これまで時間を掛けて検討を行ってきており，少しずつ方向性が見えてきつつあるところですので。先月開催された国語分科会では，主に昨年度までの審議内容について整理し，私から経過を報告いたしました。今後，いよいよ国語分科会としての考え方を固める段階に入っております。

そこでその前に，「しょうがい」の表記に「碍」を用いるべきであるとお考えの有識者から改めてお話を伺って，協議しておきたいというのが本日のヒアリングの趣旨であります。先日，関係団体の顧問の方から頂いた意見書も，事務局を通して委員の皆様方にお送りしましたので，既にお読みいただいていることと存じます。そうしたお考えをよく知り得た上で，これからどのようにこの課題についてまとめていくべきかを

考える機会としたいと考えております。

今期は、新型コロナ禍の関係で、常用漢字表に関する検討を取り上げることができたのは、10月に入ってからでありました。本日のような機会を設けるのも、この時期になってしまいました。国語課題小委員会として、できるだけやり残したことがないようにしたいと思っていますからです。

佐藤さんは、「碍」を採用すべきであるというお考えであり、本日は、その立場からお話いただくことになっております。また、障がい者制度改革推進会議での審議の様子などについても御説明いただけるものと伺っております。まず、30分程度をめぐりにお話をさせていただき、その後、質疑や意見交換へと進めてまいりたいと思います。

では、配布資料2を御用意いただきたいと思っております。それでは、佐藤久夫さん、よろしくお願いたします。

#### ○佐藤氏

大事な委員会に呼んでいただきまして、大変ありがとうございます。私は、配布資料2に用意したAからHまでの八つの柱でお話をさせていただきたいと思っております。

1 ページから、Aとして、「障害」という表記を使うということは、できるだけ早くにやめるべきであるということ。

2 ページに入って、Bとしては、その代わりに「障碍」を使うべきだということ。

それから3番目にCとして、それらとは違う新しい用語を使ったらどうかという意見もありますけれども、余り現実的ではなくて、結局は、「障害」を使い続けることにつながりそうな感じがするということ。

それから、3ページに入りまして、Dとして、辞典における「害」と「碍」というのは、どういう字義の違いがあるのかということ、皆さん御専門ですけれども、私の知人が詳しく調べてくれましたので、そのポイントを紹介させていただきました。

Eとして、「障害」から「障碍」にするというのは、表現の違いだけではなくて、障害そのものをどう理解したらいいのかという、この75年間の世界の大きな動きの反映でもあるということを紹介したいと思っております。

それから4ページに入りまして、制度改革の中ではなぜ合意に至らなかったのか、どんな意見が出たのかということを紹介させていただいています。

Gとして、国会の決議で挙げたポイントと、この小委員会の方で議論をしていたポイントとはちょっとずれがあるのではないかと感じましたので、その辺の指摘をさせていただいています。

それから最後にHとして、今後、この小委員会として、「碍」の常用漢字化と、それから、「障碍」の採用を是非検討していただきたいということで、特に国会の決議の重さを尊重していただきたいというようなことを紹介させていただきたいと思いたしました。

早速、Aのところを紹介させていただきたいと思っております。まず、「障害」という言葉は使わないということ、是非できるだけ早急に決めていただきたいなということ、何よりも、その狙いというか目的としては、やはり、障害のある当事者からの訴えに対してきちんと応えなければいけないだろうということ、元々平仮名を使った「障がい」という表記が普及する背景としては、害悪、害虫の「害」で呼ばれたくない、自分は社会に迷惑を掛ける存在ではない、そういう声から始まったわけです。障害者

に対するサービスを増やしてくれという声にはすぐには応えられなくても、プライドやアイデンティティーに関わる部分に関しては可及的速やかに対応するというのが筋だろうと思います。特に、法律制度によってそういうアイデンティティーの侵害が引き起こされて、嫌だ、困っている、何とかしてほしいということに関しては、政府としてもできるだけ早くに応えなければいけないのではないかと思います。

2番目に、害悪の「害」という意味ではないという、我々はバリアの被害者なのだから、むしろ「害」の方が事態を正確に反映する適切な言葉なんだという意見があるわけですが、その意見に対しては、3点ほど私は疑問に思っているということを書かせていただきました。

一つは、「〇〇者」と呼ぶ場合には、その人の性格を表した「者」として使われているということです。「医者」というのは医療を行う者、「犯罪者」というのは犯罪を行う者、「高齢者」というのは高齢という特徴を持っている人という意味ですので、その対象となる人とかその被害者とかというのを表すのであれば、又別な表現が必要になります。ですから、私は害悪を起こす存在ではない、何とかしてくれという意見が出てくるのも当然なんだろうと思います。

それから、障害者と社会、障害者とバリアの関係を加害者、被害者という見方で見るというのは、確かにそういう面があるし、そう言いたくなる気持ちも分かりますけども、障害のある人と社会との関係を描く適切な言葉とは言えない、今後の共生社会につながるものではないということです。

それから、言葉というのは、受け手と出し手がその言葉で同じ意味を理解するということが大事な機能だと思いますけども、同じ言葉が、一方は被害者だと言って、一方は加害者であるというふうに誤解されるということでは、ちょっと言語的にも問題なのではないかという、そんなことから、「障害者」という言葉の方がむしろいいんだというのは、ちょっと疑問に感じざるを得ないと思います。

③で書いたのは、漢字圏の国でどういう表現が使われているかというようなことについて辞書で調べたものですので、参考にさせていただければと思います。

それで、2番目の柱の、代わって「障碍」という言葉を使うことが適当であろうというものについては、①から⑤まで5点ほど書きました。①は、当事者の訴えに応えるということで先ほど紹介したとおりですし、障害者権利条約の障害理解との関係については、又後の方で、もうちょっと詳しく紹介したいと思います。

それから、被害者だから「障害」でいいのだという社会モデル的な考え方については、そういう人たちも、「障碍」というのがバリアを問題にしている社会モデルの考え方なので、了解、納得していただけるのではないかと思います。

4番目が、仏教修行の妨げ、悪魔のたたりとか、そういう「しょうげ」と読まれる場合の問題点、余り良くない意味があるので、障害のある人に使うのはまずいのではないかという御意見がこの委員会の中でも紹介されてきたと思うんですけども、私は、その「障碍（しょうげ）」というのは仏教用語でもあるし、読みが全く違うし、それから大昔に使われた言葉であるので、障害のある人に使う場合の「障碍」とは全く違う意味だと。「しょうげ」と誤解して障害者をおとしめるというようなことは心配する必要は全くないのではないかと思います。ただ、大昔にそういう使われ方をしたということは、理解をしておく必要があるかなと思います。そして、そういう説明をした上で使うということが必要なのではないかなと思います。

このところで書いたわけですがけれども、「障碍」というのは、「障壁」とともに「障壁への直面」という権利条約の視点を示す表記だということの評価すべきではないかなど。まだまだ日本の国内では、「障害」についての医学的な理解が非常に普遍的だと思います。例えば、私たちの日常の会話の中でも、「Aさんは脳卒中になったので会社を首になった」というふうな言い方をします。「Bさんは知的障害があって、御両親が相次いで亡くなったので入所施設に入りました」、そういう言い方を聞いても違和感がないですね。脳卒中になったから首になったんでしょうかね。首になった原因は脳卒中なのか。知的障害という障害が施設生活を余儀なくする原因なのか。やはり機能障害が困難の原因だという発想の仕方というのが我々の中に身に付いてしまっている。しかし、会社の理解だとか職場転換だとか、いろいろな工夫をすれば仕事を続けることもできたかもしれない。今、地域でサービスを受けながら独りで暮らしている知的障害者は珍しくなくなっている。そういう環境と周囲のサービスによって困難がかなり解決するにもかかわらず、やはり医学的な医学モデルの発想に我々自身が浸されているので、そういうことではないんだよということを言っている権利条約の考え方を表すためにも、「障碍」という言葉を活用したいものだと思います。

それから、⑤として、「障害」というのは、交通障害とかシステム障害とか、一般にも使われています。したがって、物に対しては「障害」、人に対しては「障碍」という使い分けをすることによって混乱をなくす。やはり物の障害と人の障碍は意味が違うんだよということを国民にも理解してもらって、違った意味には違った言葉を当てましょうということになるのではないかなと思います。

それから、Cの「障害」や「障碍」に代わる新しい用語を考えたらどうかということなんですけれども、この点に関して、障がい者制度改革推進会議や、そこにおける全国からの意見募集なんかでも、いろいろな意見が寄せられていました。しかし、余り議論をすることなく終わっているというのが現状です。それは、「碍」か「害」か、どっちがいいかというようなところに焦点が当てられてしまったので、第三の表現を検討する雰囲気になかったという事情もあるのかもしれませんが、しかし、余りこれはというような案が出てこなかったのがずっとこれまでの経過かなと思います。

それで、3ページの上のところにも②で書いたんですけれども、もし、「いしへん」にしる「うかんむり」にしる、どちらもネガティブな表現だ、余り違わない、それだったらもっと明るい希望の持てるような表現にしようということになって、そういう表現が出来たとして、本当に障害のある人たちがそれを受け入れてくれるかどうか、厳しい実態と比べて余りにも掛け離れていて、政府は何を考えているんだというようなことになりかねないというようなことを、②のところでは書かせていただきました。そういうことも含めて検討しなければいけない。

それから、その下のDは、二つの「がい」の字義を辞典から引いたものです。「害」が第1の意味として、能動的に何か悪いことをするという意味があるということのようです。そして、「妨げ」という意味は第3の意味という感じで辞書では扱われている。それに対して、「碍」というのは、「妨げ」というのが一般的な理解で、その解説の中では、石を前にして人が立ちすくむというような、障壁という意味とともに、障壁への直面という意味も込められているということなので、バリアに直面する人ということを表す言葉としても非常に適切なのではないかということを感じたということです。

それで、Eとして、国連や日本の国内での障害の理解の変遷について見ていきたいと思えます。どういう言葉を使うのがいいかというのは、どういう適切な理解を反映する言葉であるか、その適切な理解というのも、時代とともに大きく変わってきているので、そういうところにも、特にプライドやアイデンティティーに関わる領域では重視して、みんなが安心してプライドを持って生きていけるようにすることに注意を払う必要があるのかなと思えます。

そういう点では、世界の、特に国連を中心として、この70年間くらいの「障害」の理解というのが非常に大きく変わっています。世界人権宣言という大変すばらしいものが採択されたわけですが、その中で、「障害」、ディスアビリティ（disability）というのは、社会的保護のところで初めて出てくる言葉で、自由とか尊厳、権利、差別の禁止とかということが出てくる1条や2条には出てきません。性別や人種や皮膚の色とかいろいろなものが並んでいる中に「障害」はないのが世界人権宣言でした。「障害」が困難の主な原因であるというのが当時の当然の理解、国連で活躍するような先進的な人の中でもそういう理解だったんだらうと思えます。傷痕軍人以外はほとんど受けられるサービスが何もない、放置されていたような時代の「障害」理解がそんなところだったのかなと思えます。

しかし、その後、1980年くらいになってくると、バリアという概念が登場して、「障害」とバリアが二つの原因であると。したがって、それをなくすためのリハビリテーションと機会均等化というのがキーワードになるというのが国際障害者年で、それが更に20年余りたって、2006年の障害者権利条約になると、バリアが主因であると。「障害」というのは人間の多様性の一部だという言い方がされるようになってきています。もちろん、機能「障害」、目が見えないとか手足の麻痺ということが、性別とか皮膚の色とか人種とかと同じ人間の多様性の属性の一つになったということまでは言えないかもしれませんが。やはり「障害」というのは予防した方がいいし、治療が必要な部分もある、治療できる場合には治療した方がいいわけですので、そういう治療や予防の対象とならない性別などという属性とは違った…。しかし、それでもどんなに重い「障害」を持っていても、社会の理解と環境の改善で平等な市民として活躍できるような社会にしようというのが、世界障害者権利条約の考え方ですので、主因だったものが人間の多様性的一种であるという70年間の大きな世界の変化があると。これに即した「障害」の表現の仕方というのが求められているんだらうと思えます。

日本では、「障害」という言葉が使われたのが、1949年の身体障害者福祉法であったわけですが、これは、多くの障害者や国民に歓迎されたものだったと思えます。「障害」を持っていても、働いて自立するためのリハビリテーションなどを提供しましょう、貧困者の一部ではなくて、「障害」者もちゃんと社会に貢献できるような存在になりましょうということで、不具とかかたわという言われ方に比べると、はるかにいいと歓迎されたものだったと思えます。先ほど言ったように、当時は「障害」が全ての原因とされたということもあって、「障害」で全く違和感がないという時代だったのではないだらうかと思えます。

しかし、「障害」が全ての原因だというような時代から、だんだん国際障害者年を経て、「障害」者も平等な人間だ、完全参加と平等で積極的に社会参加しましょうというような時代になってくると、どうも「障害」の言い方でいいんだらうかなと。立派な市民ですと役所から言われていながら、こういう表現の対象になってしまうのかという

疑問が当然出てくる。しかし、「障害」者団体のリーダーたちは、ずっと長く「障害」に慣れてきたので、余り違和感がなかったのかもしれない。しかし、新たに「障害」者になって、平等な市民と言われた人たちが、「障害」という言葉、レッテルが自分に張られているのを見て違和感を覚えて、役所の委員会などで問題提起をすると、そうですね、それは何とかしたいものですねということ、平仮名交じりの「障がい」が、2001年の東京都の多摩市以降全国に広がってきた。

「障碍」という言葉になじみがなかったこともあって、それから「碍」が常用漢字になっていなかったということもあって平仮名になったというのが、この間の経過かなと思います。障がい者制度改革推進会議の中に、当時の佐賀県知事が直接参加して、何とか「しょうがい」の表記を「碍」を使ったものにしてくれというふうに直接訴えたことがありました。我が県では平仮名を使っているけども、本来の在り方として、「いしへん」を使いたい、是非常用漢字に入れてほしいという訴えでした。そういう「障害」者理解と表記の関係について、しっかりした把握が必要かなと思います。

その次のところが、推進会議でなぜ合意に至らなかったかということについてなんですけど、先ほど言いましたように、同じ、環境が問題だ、バリアが問題だという社会モデルの視点の人同士の間で、「いしへん」と「うかんむり」とに対立していたというのがメインな対立軸だったと思いますけれども、そのほか、この下に書いたようないろいろな意見が出て、結局は合意に至らなかったということになった経過がありました。

そして次の柱、国会決議と委員会の議論の経過の比較ですけれども、この委員会でも何度も検討されて、今日も資料に載せていただいている決議ですので、そのポイントを①で紹介して、②では、小委員会での議論の経過を書いています。それらを比べて、一番大きな違いというか、感じられることは、国会決議の中心は、「害」を使った法令における「障害」の表記の見直しを何とかできませんかということだったと思います。平仮名を使うことに決めた自治体で暮らす「障害」者でも、法令上は「うかんむり」になっていますので、本当に多くの「障害」に囲まれながら依然として暮らしていると。平仮名の「障がい」を目にするのは、役所に行ったときの「障がい福祉課」という課の名前とか「障がい福祉センター」とか、そういう自治体でどうにかなる部分についてだけですので、問題の解決にはなっていない。法令でどうするかということに答えなければ回答にはならないのではないかなというふうに思います。

ただ、4ページの下から5ページに掛けて書いておいたんですけれども、「碍」を常用漢字に追加する理由として、衆議院の決議では、「選択に資する観点から」という書き方をしています。その2週間後の参議院の決議では、その選択に資するという観点は消えているのですけれども、そういう表現もあったことから、選択の幅を広げるために漢字を追加するのは常用漢字表の基本的な性格に合いませんという小委員会の意見になったような経過がありました。ただ、それは衆議院のミスリードだったというよりは、元々の前の2010年の制度改革推進会議の意見で、「表現の多様性を確保する観点から」、「碍」を追加することも検討したらどうかというような表現になっていたもので、これを尊重していただいて衆議院の決議ではそういう表現が入ったということなのかなと。私を含めてその当時の推進会議が、常用漢字表についての十分な知識がなかったことが一つこういう原因の背景にあるのかなというふうに反省をしているところです。

ただ、ここに書いた第二次意見では「表現の多様性を確保する観点から」というふう  
に書いてありますが、今日の参考資料 1 になっている作業チームの報告の中では、こ  
ういう観点は書いてありません。ただ、その作業チーム報告を 2 ページぐらいで推進  
会議、親会議への報告に要約する中で、「表現の多様性を確保する観点から」という表  
現になったもので、それを衆議院の決議は活用していただいたというようなことかと  
思います。

後でもちょっと触れているように、物に対しては「うかんむり」、人に対しては「い  
しへん」という使い分けをすれば、一つの概念に対して表現の選択の幅を広げるとい  
うことにはならないので、追加しても、常用漢字表の基本的な性格を変えることには  
ならないのではないかと思います。

そして最後ですけれども、「碍」の常用漢字化を是非図っていただきたい。出現頻度  
の低さという基準があることは分かりますけれども、政府が当用漢字表を作り、指導  
をして、使うなというふうに言ってきたので、その結果、出現頻度が低くなっている  
ので、出現頻度が低いから追加できないというのはちょっとフェアではないなという感  
じがしています。

それからもう一点は、常用漢字表の中でも、一般の社会生活に必要と思われる漢字  
については取り上げていくことを考えるというふうに書いてあります。出現頻度の基  
準を満たさなくても検討する余地はあるというふうに常用漢字表自体が言っているわ  
けですので、国会からの提言があったということは、社会生活に必要と思われるとい  
う特別な理由に該当するのではないか。むしろ、その国会が決議したという以上の大  
きな説得力のある理由はないだろうというくらい重みのあるものが国会の決議であっ  
て、しかも衆参両院で全党派、全会派一致で「障害」をやめるように、そのためにも、  
諸外国で使われている「碍」の「障碍」はどうかというに近い、「碍」の常用漢字化の  
検討をというふうに国会が言っているので、それに対しては、きちんと政府として応  
える必要があるのかなど。ベストなものかどうかは分からないけれども、今のところ、  
総合的に考えてベターなこれで、「障害」者の訴えに応えるということが必要なのでは  
ないかと思います。

ちょっと時間をオーバーしたかと思えますけれども、以上で私の報告はおしまいに  
させていただきます。

#### ○沖森主査

どうもありがとうございました。それでは、質疑及び意見交換に移りたいと思いま  
す。更にお知りになりたいこと、理解を深めたいことなどについては、御質問を頂き  
たいと思います。また、意見といっても、それぞれの項目について質問をやり取りしな  
がら協議していくといったような形で進めてまいります。自由に御発言をいただき、  
実りある時間にしたいと願っております。

資料のページごとにお聞きしようと思えますけれども、まず、口火を切るという意  
味で、主査の私から全体的なところを少し申し上げたいと存じます。事前に資料を頂  
くことができましたので、お話ししたいことを少し整理してまいりました。

この課題が解決の方向に向かうことを切に望んでいるという点では、国語課題小委  
員会も同じ思いを持っております。ただ、国語施策という問題を扱う私たちには、で  
きるごとく、すべきでないことがございます。残念ながら、その点でどうしても行き違  
いが生じてしまっている面があるように感じられます。

具体的には、配布資料 2 の 5 ページの H にお書きになっている辺りのことについて、



国語施策に関わる文化審議会国語分科会の一員として、まずは国語施策という観点からに限ってお話し申し上げたいと存じます。

最初に、Hの①の(1)にあります漢字表の選定基準についてでありますけれども、当用漢字表に「害」だけが入ったことによって現在の表記が定着してきたというのは、おっしゃるとおりであると存じます。ただし、当用漢字表に入った漢字と入らなかった漢字があるのは、現在ではなく、戦前から戦後すぐに掛けての時期、当用漢字表を策定しようとしていた時代の出現頻度など、その当時の漢字使用の状況に基づいているということは確認しておきたいと思えます。

当用漢字表は、民主的な社会を作るために、また、教育が円滑に推進されるように、一般の社会生活において使われる漢字をある程度制限しようという考え方に基づいたものであります。もちろん、漢字の選定の在り方については、様々な意見や考え方があることは言うまでもありません。それでも、社会生活に必要な広く使われる漢字を一定の範囲で選ぶとした場合には、ある程度客観的な基準によるという必要がございます。そういった基準からしますと、昭和21年当時、「碍」を入れるという判断にはならなかったということでありませう。

そして、単漢字の選定において「害」が採用された結果、「しょうがい」の表記も当用漢字表にある「うかんむり」の方に統一されていくことになりました。ただ、これは戦後になって新しい表記を創り出したというのではなく、明治以来、「うかんむり」と「いしへん」を使った両方の「しょうがい」が同じような意味で使われてきたという実態があったことに基づいております。

「しょうがい」という用語は、一般に広く使われていたものであり、このことは、円滑な情報交換を目指す国語施策の考え方からすれば、当時において自然な整理であったと思われませう。そしてまた、このような客観的な基準となる頻度数や造語力を漢字選定の基準にするということは、現在の常用漢字表においても同様であります。

また、配布資料2に戻りますが、選定基準としてHの(1)の2段落目にありますとおり、一般の社会生活に必要な漢字については取り上げるというのでも、そのとおりでございます。このことは、平成22年に文化審議会が、障がい者制度改革推進本部における検討結果によっては、改めて検討するとしている点に関係しております。当事者の方々の意向に基づいて、社会全体で「碍」を用いるということが決定されれば、頻度数や造語力に関係なく、社会生活に必要な漢字として追加を検討できるということであったと理解しております。そして、当事者の方々の合意を前提とすることは現在も変わらない方針であろうというのが私の認識でございます。

さらに、このHの②の、「碍」を使った「障碍」の表記を提案してはどうかという御意見については、やはり、先ほど述べたところの前提である当事者の方々の合意をお待ちしたいと存じます。お話の中にもあったとおり、当事者の方々の中にも様々な意見があり、まとまっていない中で、国語施策の立場から先んじて判断できるような事柄ではなく、また、判断すべきでもないと考えております。

以上、あえて国語施策の立場に限定して、ここまでお話しさせていただきました。とはいえ、この表記をめぐって傷付いていらっしゃる方が実際にいらっしゃるということは重い現実であり、何らかの解決へと進めたいと強く願っております。

そこで、国語施策の話から一旦離れて、一つお伺いしたいことがございます。お話のとおり、平成22年当時に障がい者制度改革推進本部の下で行われた、当事者や関係者の方々を中心とした検討の結果、合意には至らず、「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「害」を用いる」ということになっているという状況でございます。私たちは、この検討結果を無視して議論を先に進めることは困難であると思っております。つきましては、元委員の一人として、その後は障害者政策においてこの問題がどのように扱われてきたのか、また、「碍」を用いることについて、どのような働

き掛けがなされてきたのか、この間の表記をめぐる現況についてお伺いできれば幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

○佐藤氏

ありがとうございました。そうですね、私も国語施策に関して全くの素人なんですけれども、当用漢字というのを設けて、国民の誰もが基礎的な共通の必ず学ぶ漢字を決めて、みんながその漢字を使ってコミュニケーションを図れるようにしようと、学校教育の中でもこれを基本にしようというような、それは大変適切ですばらしい施策なんだろうと思います。それがうまく機能してきて今日に至っている、また、社会生活の変化の中でその見直し・追加が10年ほど前になされたということで、それはそれでそういう施策が必要であろうということはよく理解できています。

ただ、そのときに「うかんむり」と「いしへん」の昭和21年当時の使用頻度の違いがどうだったのか、よく詳しくは知りませんが、私の勉強した範囲内では、戦前から「障害」と「障碍」が、どちらの頻度が高いとかということはよく分かりませんが、同じような意味で使われてきて、当用漢字表によって「害」だけになって、戦後は「しょうがい」というのはほとんど全て「うかんむり」になってきたという経過があるというようなことは、幾つか読んで理解をしているところです。

そして、推進会議以降どういう努力がなされてきたのか、どういう取組がなされてきたのかということなんですけれども、障がい者制度改革推進会議が、その後、2011年からだったでしょうか、障害者基本法に基づく障害者政策委員会という、法律に基づいて設置される委員会に名前が変わったんですけれども、「障害の表記」を含む検討課題は、推進会議から政策委員会に引き継がれてきているわけです。しかし、その積み残しになってきた「障害の表記」について、その後、今日に至るまできちんとした議論がなされたということは聞いていません。議事録を全部ひっくり返して見たわけではないんですけれども、そういう話は全く聞きません。そういう中で、パラリンピックが近付いてきた2018年に、国会の方で、何とかしなければいけないということで、政府はどうしているのか、しっかりしろというような決議が国会から上がったというような経過だったんだろうと思います。

私のように「碍」が必要だ、適切だというふうな考え方の者は、いろいろな障害者団体でそういう話をしたり、個人が書くときに「碍」を使ったりという個人的なことはやってきていますけれども、団体としてまとまった活動というのは特にしてこなかったかなと。ただ、私の所属する日本障害者協議会は、18年の秋だったでしょうか、国会の決議を受けて、「碍」を常用漢字に含めるようにという要望書を政府に対して出し、それから、コンボと言われる精神障害者関係の団体（認定特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構）も同じような要望書を出して、これは「しょうがい」の表記を「いしへん」にするようにということを含めた要望を、これも2018年だったと思いますけれども出している。ほかは、政策委員会も個別の障害者団体も特に動いていない。NHK放送文化研究所などが世論調査をするというふうなことはこの間なされてきたという感じでしょうか。

そんなことで、国会がボールを投げたというのが最近の動きだろうと思いますけれども、また、その積み残し課題であるから政策委員会で検討するよというふうに、同じような検討をするよという呼び掛けをしたところで、いや、言葉の問題じゃないとか、どうせ変えるんだったらもっと抜本的に明るいイメージのものにしろだとか、結局いろいろな意見が出てきて継続審議になるよという可能性が非常に強いのではないかなと。国会決議に沿った、私がHでここに書いたような方向を基本的に定めて、これでどうだろうかという呼び掛けをして、「障害」者団体を含めた検討をするよという、準備をした呼び掛けというか、準備をした取組が必要なのではないかなというふ

うに思います。平場でやるのではなくて、いろいろなこれまでの経過の思いもあるでしょうから、「障害」者団体のリーダーたちとじっくり、オープンな場ではないところも含めて話をしながら、これをどうしたらいいのかということの取組をきちんとすることが必要なのかな、そんなふうに今の沖森主査の話を聞いて感じたところです。

#### ○沖森主査

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様方から資料に沿って質問や御意見を頂きたいと思います。まず、配布資料2のA、B、Cというこの三つ辺りのところから御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

#### ○田中（牧）委員

田中と言います。佐藤先生、どうもありがとうございました。いろいろ断片的な知識を整理していただいたということと、それから、知らなかったことがたくさんありまして、大変勉強になりました。

そのCまでの範囲のところということで、ちょっと伺いたいのは、アイデンティティーとか、あるいはプライドでしょうか、何かそういったことを何度かおっしゃいました。障害者の方自身が自分のことを考えるときに、この用語が問題になるということは、言葉を考えている私たちにとってもすごく大きな問題を突き付けられたというふうに思っています。そのときにお話しされたことで、障害についての考え方がだんだん進化してくる、進展してくる、あるいはそういうものが社会に共有されてくるに従って、この「うかんむり」の文字が問題であるという意識が広がっていったという、この点がすごく印象に残りました。では、いつ頃からどんなふうにこの「うかんむり」の字が問題と感じられるようになったか。私たちは、社会でいろいろな人がこのことについて発信するようになった後のことしか多分知りません。そこで、佐藤先生のようにずっと研究していらっしゃる方にとって、この漢字がそのように当事者の方に問題に感じられるようになったのは、いつ頃、どんなふうということがもしある程度分かれば、教えていただくと有り難いと思います。

#### ○佐藤氏

ありがとうございます。どこかに書いたんですけれども、80年代くらいから、一部の「障害」者団体はかなり、社会が自分たちをどう見ているかを問うべきだ、ホームヘルプだとか年金だとか、いろいろなサービスばかりに集中しないで、もっと差別の問題とか、そういうところに力を入れるべきだというような団体が、この「障害」を問題にするということが、80年代、1981年の国際障害者年の影響を受けて起こってきたけれども、ほかの「障害」者団体はほとんどそれに連帯しなかったというふうに思うんですね。

それで、1993年の障害者基本法で、各都道府県市町村が障害者計画を作れということになって、それを作るに当たっては、市内の「障害」者の意見を聞いて作れという基本法が出来て、あちこちにそういう障害者基本計画策定委員会みたいなものが作られました。今まで余り「障害」者の話を聞かなかった自治体がそういう場を設けて、どうぞ自由に何でもいいから要望を話してくださいみたいな、そういう時代になってきたんですね。81年の国際障害者年がそういう考え方を示したんですけれども、それが実際に行われるようになったのが10年ぐらい遅れて起こってきて、そういう委員会の中で、個別の委員たちが、何か理念と名前が大分違うね、これを何とかしたいねというようなことを言うようになって、行政も、「障害」者の言うことを聞くような姿勢に変わってきたような感じがするんですね。お医者さんも変わったし、警官の態度も変わ

って、役所も市民の意見を聞くような社会にだんだんようになってきたような感じが個人的にはするんですけども、そういう流れの中で、東京都の多摩市をはじめとして言葉を換えようということになってきた。これは国際障害者年という言葉を知らない、権利条約や世界人権宣言を知らないような一般の「障害」者の中で、そうか、「障害」を持ったけれども人生に絶望する必要はないのか、いろいろなサービスも結構あるのかというふうなことが分かるようになってきて、何と云うか、特にリーダーではないような人たちがフランクにそういうことを感じるようになってきたのかな、何かやはり社会が変わってきたことの反映なのかなというふうに思います。

○田中（牧）委員

どうもありがとうございます。40年ぐらいの歴史があるということで、ちょっと私もその辺り勉強したいと、この問題を今後どのように考えていけばいいか、いろいろ考えていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○佐藤氏

ありがとうございました。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

○関根委員

関根と申します。ありがとうございます。佐藤先生の思いが伝わってきました。その漢字になじみがないからこそ、新しい考え方が盛り込めるという意義があると思いますし、昔の言葉を新たな意味でよみがえらせるというのは一つのやり方だと思います。ただ、そこで「昔の「しょうげ（障碍）」の悪影響は無視できる」というところがちょっと気になります。今の段階であえて「しょうげ」と関連付ける人は、それほどはいないかもしれませんが、この言葉は現在もお寺の法話などで使われているし、辞書を引けば出てくる用語で、学習用の古語辞典などにも入っています。昔の言葉が突然注目されることはよくあって、今も、総理も引用する人気漫画の主人公である竈門炭治郎の「竈」の字が非常に注目されていて、若い人が検索して意味や書き方を調べたり、塩竈市の表記についてまで話題になったりしています。つまり、「碍」が常用漢字表に入ると、興味や関心を持った人たちがきつといろいろ調べてみると思いますし、そのときにマイナスの意味合いがある字だということに気付いたときの手立てということは、考えておくべきだと思います。恐らくその「周知されるべき」というのはそういうことを含めて考えていらっしゃるのだとも思いますが、昔の「障碍（しょうげ）」を持ち出すのは、それは、心ある人からすれば一種の言い掛かりではあるのでしょうかけれども、差別の解消というのは、正にそうした言い掛かりをいかにはねのけていくかというところにあるのではないか。そういう意味で、簡単に「無視できる」と片付けてしまわず、言い掛かりの隙を与えないような手立ても必要だと思うんですけども、そのための何か方策みたいなことを考えていらっしゃることがありましたら、お教えいただければと思います。

○佐藤氏

ありがとうございました。そういう工夫の思い付きのようなものは全くありません。ただ、この「障碍（しょうげ）」という言葉が昔使われていたこと、こういう意味で使われたということについて蓋をして、「障碍」を使う、「碍」を追加するというような

ことをしても、それは必ず分かってしまうので、もう既に相当多くの方が分かっているのに、蓋はできないなど。むしろ正直に、そういう意味ではない、昔こういうことはあったけれども、こちらの意味で使うんですよということをオープンに依頼をする、要請するというようなスタンスしか思い付かなかったもので、この程度のことしか書けなかったんですけれども、これまでの予想もしなかったようないろいろな攻撃があった例なども調べて、必要な手立てを打った方がいいのかなと、御指摘を受けてそんなふうに思いました。

○関根委員

ありがとうございます。

○沖森主査

そのほかにございませんでしょうか。

○森山委員

今日は本当にありがとうございました。とても勉強になっております。当事者の思いを大切にすべきというのは本当に私も思うところなんですけど、2点教えていただきたいことがあります。

1点は、障害の「障」という方は残るわけですが、これも「障り」というふうな意味で、そういうことを考えると、やはりこの言葉の言い換えというのも、漢字の問題ではなくて、言葉自体の見直しというのにも必要になってくるのかなというふうにも感じるのですが、当事者の皆さんの「障」の字に関する議論、その辺りを少し教えていただきたいということ。

それから、Bの⑤の問題なんですけれども、仮に「碍」の字があった場合に、「うかんむり」との使い分けはどうするかというところで、例えば、「コミュニケーションの障害」というふうに言う場合に、人と人とのコミュニケーションの障害があるものとして、例えば遠慮のし過ぎみたいなことがあるといった話と、それから、例えば「コミュニケーション障害」という診断があるのかないかまではよく知らないのですが、例えばそういう場合の使い分けとか、混乱するような部分というのにも結構出てくるのではないかなというふうには思っております。

その2点についてお考えを教えていただければなというふうに思いました。ありがとうございます。

○佐藤氏

ありがとうございました。「障害」の「障」の方についてどうするのかということは、確かに議論としてはありそうですけれども、2010年の推進会議のときには、ほとんどそのことについての議論がなかったので、誰がどのように考えているのか、全く分かりません。申し訳ありません。

それから、今先生に言われて、「コミュニケーション障害」という言葉は確かにあるわけで、それは日本人と中国人が、言葉が違うのでコミュニケーションが成り立たないという場合には、一般の「障害」を使うべきだし、心身の故障に伴う「コミュニケーション障害」という場合には「障碍」を使って表現するべきだろうと思います。ただ、そうは言っても、本当にその「コミュニケーション障碍」というのが、一般の人も含めてそういう使い分けが定着するかどうか。まだほかにもそういうような例があり得るかもしれませんけれども、そういうことも含めて検討しながら、使用例なんかを細かく作って紹介をするというふうな取組が必要なのかなと思います。どうもありがとうございました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは、続いて3ページになりましょうか、D、E、Fの辺りについての御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

( → 挙手なし。 )

それでは、最後となりますけれども、この小委員会と関わるころの、4ページのG、そして5ページのHというところで、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○川瀬委員

川瀬と申します。よろしくお願いいたします。どこから、どの部分で伺ったらいいか非常に迷っていましたが、自分の中でもまだ整理のついていないところでもあるんですが、障害のある方当事者の気持ちに寄り添っていくことは非常に大事だと思います。ただ、その障害のある方の思いというのも人それぞれでしょうし、時によっても、又は、頂いた資料の中にありました相模原の事件のようなケースが起きた後でも、本当にいろいろな瞬間で、いろいろな方の思いが変わっていくんだと思うんです。先生の御存じの範囲で、広く障害のある方の意識調査と言いますか、この「害」に対する違和感みたいなものをニュートラルに調査したようなもの、また、聞き取りを行ったようなものというのはお有りなんでしょうか。すみませんが、もしお有りでしたら教えていただきたいと存じます。お願いいたします。

○佐藤氏

ありがとうございます。「障害」当事者を対象にしたこの点での意識調査ということでは、私は知りません。ただ、かなり規模が大きかったのは、その「しょうがい」の表記について、2010年に内閣府が意見募集を行って、600余り回答があった、この中にはかなり障害当事者も含まれてはいたと思います。うかんむりの「障害」4割、いしへの「障碍」4割で、それぞれの理由がかなり細かく書いてあったので、すごく考えた回答なので、貴重なデータかなというふうに思います。この今日の資料の中で、2ページの下の方に、「障害者問題研究」で整理をしたものを出典で書いておきましたので、御覧いただければと思いますけど、今の川瀬委員の御発言のように、やはり当事者の意向が大事だというふうに誰も言うわけですので、「障害」者に対する5年おきの調査が2021年、来年ですので、できたら厚労省とも話し合って、何らかのその辺の意見を聞く、それを5年ごとに継続して変化を見るとか、そういうようなことも必要なかなと。やはり当事者の意見を聞くのが大事だと言いながら、国としてきちんと調べているかどうか、調査していないんだろうと私は思うんですけど、大事な御指摘だと思いました。ありがとうございます。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。もう全般について結構ですので、よろしくお願いいたします。

○関根委員

すみません、もう一点だけ。全体のお話から、この「碍」を常用漢字に入れるかどうかというより、「障碍」という用語を使うようにしたい、普及させたいという御趣旨であるようにお聞きしました。

それで、どうしたら「障碍」を普及させられるかという観点からお聞きしたいんですが、というのは、常用漢字になったからといって、それが必ずしも普及につながらないということがあるからなんです。2010年に追加された漢字のうちで表記が定着していないものが少なからずあるという傾向が文化庁の「国語に関する世論調査」からも読み取れます。新聞でも、常用漢字であっても読者などからの要望に応じて読み仮名を付けたり、別の言葉で言い換えたりということもしています。反対に、常用漢字でなくても、例えば「絆(きずな)」という言葉は広く使われるようになっていて、公用文でも漢字を使っているのを見掛けますし、新聞では常用漢字と同じ扱いにしています。災害などの際に、絆の大切さが呼び掛けられて、一字で表せるこの漢字を使うことの意義が共通認識になったんだと思うんですね。そうすると、「碍」を使うべきだとみんなに共通認識を持ってもらうためにはどうしたらいいのかなという問題意識に立ってお聞きしたいと思うんですけども、そもそもなぜ障がい者制度改革推進会議で合意に至らなかったのかということが非常に気になっています。「害」を支持する人たちをなぜ納得させられなかったのか、その最大の理由は何だったとお考えでしょうか。レジュメを拝見すると、当初は東京青い芝の会が主張したのに対し、ほかの団体は連帯しなかったとあるんですが、現在ではその連帯する団体は増えているのでしょうか。どのくらい増えたのか、その増えた、増えないの理由が分かると、「碍」を広めていくための方策のヒントになるのではないかと思うんですが、よろしくお願いします。

#### ○佐藤氏

ありがとうございます。障害という言葉は、一般的な日常用語としてではなくて、主に障害年金だとか、障害者雇用率だとか、障害者控除だとか、そういう制度に関わって使われる言葉——それ以外にももちろんあるわけですけども、「あの人の障害は重い」だとかですね。しかし、やはり制度で使っている言葉が相当影響してしまって、それとは違う言葉で同じ実体を表すというのは又厄介なことだし、特に知的障害を持っている人なんかにとっても分かりにくくなったりするので、やはり法制度がどうなるかということが普及に大きく影響する、そういう意味では、一般の言葉とは違った行政用語的な性格の強い言葉なんだろうと思うんですね。ですから、そっちが中心であって、法律で「障碍」を使うためには常用漢字化が必要だということで、常用漢字化が先ではなくて、むしろ目的は「しょうがい」の表記なんだというふうに私は考えています。

それから、一時は、法律上の表記が変わらなくても、常用漢字になれば、地方自治体なんかも自由に使うことができるようになって、より使用頻度が高まって、国民の意見も変わってきて、法律が変わってくるのかなという、そっちのルートも考えたんですけど、やはり行政用語なので、なかなかそれは難しいんだろうなというふうに思っています。

障害者団体の中での「障碍」の使用に関しては、先ほど触れた精神障害の団体で、そういう要望を2018年に出す団体が出てきた、それは国会決議に促されてということですけども、それ以外は広がっていないのが現状ですね。その言い始めた脳性麻痺者の団体も、もう高齢化して、ほとんど組織として活動できなくなっちゃっている、ほかに広がっているかということ、団体としてはほとんど広がっていない。それで、慣れている「うかんむり」を使うという状況が続いているということだと思います。

○関根委員

ありがとうございます。私たちが当たり前のように使ってきたその「しょうがい」という言葉の問題性を浮かび上がらせたのは、とても意義のあったことだと思います。ただ、その問題性や差別性のある言葉は、この表記だけではないのではないかと。私たちが気付いていない、そうした変えるべき言葉や表現はほかにもあると思うんですが、これは私の個人的な意見ですけれども、「しょうがい」の「がい」一字にとどまるのではなくて、そうした障害全般に関わる語彙をトータルに捉えて改革していくというふうな方向性もあっていいのではないのかなと、今日のお話を聞いて思いました。ありがとうございました。

○佐藤氏

ありがとうございました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは最後に、私から一言申し上げたいと思います。資料の中にもありますように、国会からの提言については、私どもも非常に強く受け止めております。この国語課題小委員会が本来の審議事項の予定を変更して、速やかにこの課題の検討に入ったのは、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきであるという決議内容に対して、常用漢字表に関わる当委員会としてお応えする必要があると考えたからであります。今しばらく、国語施策の立場からどのようなことができるのか、追加の可否についての検討を慎重に進めてまいりたいと存じます。

佐藤さんにおかれましては、御準備も含め、本日は誠にありがとうございました。

では、本日の議事の(1)常用漢字表についての協議はここまでといたします。

では、少し時間が遅くなってしまいましたが、次に、(2)官公庁における文書作成についての検討に移りたいと思います。本日の配布資料3「新しい「公用文の作成の要領」に向けて(報告)(素案)」と、配布資料4の概要の素案は、国語課題小委員会、国語分科会で頂いた意見を反映させるよう、主査打合せ会で検討したものであります。

また、配布資料5を御覧いただきたいと思います。これまでの小委員会では、配布資料3の報告案は、いささか文字が多いのではないかとといった御指摘や、配布資料3と4の中間に当たるような内容の資料があるといいといった御意見がありました。また、現行の「公用文作成の要領」は、配布資料3に比べると、もっと分量の少ないものであるわけです。報告がまとまった後、周知の方法については事務局に御苦労をお掛けすることになりますけれども、仮に、現行の要領を改定するという方向に進んでいく場合などを想定すると、現行のサイズに合わせた案も準備しておくようにしたいと考えております。配布資料5は、そういった趣旨で作成したものであります。

ではまず、配布資料3を御覧いただきたいと思います。事前に資料をお送りしてありましたので、既にお目を通してくださった方もいらっしゃると思います。本日は、配布資料3の主な変更点などを事務局から説明していただいた上で、御意見を頂くことにしたいと思います。

○武田国語調査官

それでは、配布資料3について、順を追って修正した部分を中心に説明してまいります。



まず、5 ページを御覧ください。ここに表がございます。公用文の分類例。これまで、「大別」の後に、「主な読み手」、そして「具体例」という順になっていましたが、そこが変わりました。「具体例」を前に出して、「主な読み手」を後にしております。

大きい変更点だけ述べていきます。9 ページを御覧ください。前回の小委員会で、2 番目のところになりますが、「不快感や疑問を抱かないように」というような表現がちょっと強過ぎるというお話がございました。ここは、「読み手が違和感を抱かないように」というふうに変えております。

それから、9 ページの下のところ、この報告書の中で、「親しみやすい」とか「親しさ」「親しみ」といった言葉がそれぞれ使われているのを整理してはどうかという御意見がありました。それに対応して全体を見直していますが、1 点だけ申し上げますと、「親しさ」という言い方は、一番下の関係資料のところにあります「分かり合うための言語コミュニケーション」の中で使っている「敬意と親しさ」という表現から来ているものです。それに合わせて「親しさ」という言葉を外せないところがあり、揺れが残っています。

少し飛びまして 16 ページです。「外来語の表記」に関するところですが、前回、例えば、「プロパティ」という言葉に長音記号を付けるのは不自然ではないかといった御指摘を頂きました。その「プロパティ」は例から外しました。同様に、語によっては、最後に長音記号を付けるということに関して、違和感を覚える場合がある方もいらっしゃると思います。ただ、実は今、民間の組織では、内閣告示の「外来語の表記」が示す原則に合わせるという方向に動いている面があります。長音記号を付けるのが「外来語の表記」の考え方ですから、それに民間が合わせようとしてくれる中で、国語分科会の報告が長音記号を落とすというのはちょっと考えにくいのではないかということを中心打合せ会で御検討いただいています。ですから、「プロパティ」のようなちょっと不自然に思われるようなものは落として、表記として長音記号を付けてもそれほど違和感のないものをここに残す形で整理しております。

それから、国語分科会の中で、「メール」と「メイル」の書き方についての御指摘がありました。既にここには、日本語として発音しやすいように表記するということが書いてありましたので、「メール」と書くのが普通だと思いますけれども、それが明示的に分かるように、「長音は長音符号を使って書く」という欄の最初のところに、「メール」などを挙げながら説明をしております。

続きまして、19 ページを御覧ください。ここは、句点、文の終わりの「。」の使い方なんですけど、非常に難しいところがございます。余り詳しくなると分かりにくくなりますし、また、簡単過ぎると役に立たない。それで、今回お示ししたもののの中では、主査打合せ会で、項目を二つに分けていただきました。まず、「括弧の中で文が終わる場合には句点（。）を打つ」というのは、公用文の原則としてありますので、書いておく必要がある。それから、その際にいろいろな使い分けがあり得るので、その例を二つ目の項目に書いてあります。「文末にある括弧と句点の関係を使い分ける」というところで、例を幾つか示してあります。

こういった議論の中で、これまで何度か繰り返されてきたお話の一つとして、この際、今、世の中で多く使われている書き方を採用していこうということがあったかと思えます。ただ、一方で、せめぎ合いがあって、公用文のこれまでの原則をまずは押さえておく必要がある。ですから、法令などの非常に硬い公用文の原則はきちんと示しつつも、世の中で広く使われている書き方についても、広報などの文書であれば取り入れられるのではないかという観点で整理をし直しております。

それから、24 ページから 25 ページに掛けて、「専門用語の扱い」、それから「外来語への対応」、ここは読んだ方に実際に役に立てていただきたいところになります。この部分は打合せ会の委員に大きく書き直していただきました。内容が練り上げられて

いるかと思えます。

さらに、29 ページを御覧ください。これも国語分科会の中で、日本語を母語としない人々に対する配慮ということをもう少しはっきりと打ち出してもいいのではないかといった御意見がありました。これまでも関係する記述がなかったわけではありませんが、今回、ここに1項目増やしまして、「平易で親しみやすい日本語を用いる」という項を設けております。

最後、35 ページを御覧ください。詳しく御説明する時間はありませんが、最後の2項目、「言葉の係り方によって複数の意味に取れることがないようにする」、それから「読点の付け方によって意味が変わる場合があることに注意する」、これは、別のところにあったものをこちらに持ってきて、更に整理をして内容を付け足したというところになります。

以上、特に目立つと言いますか、大きく変わったところを説明いたしました。

#### ○沖森主査

それでは、この配布資料3全般について、質問、御意見を頂きたいと思えます。どの点でも構いませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。いかがでしょうか。

( → 挙手なし。 )

では、お気づきになりましたら、後で御発言いただければと思えます。

続きまして、配布資料4と5についても、事務局から説明していただいた上で、御意見を頂きたいと思えます。では、配布資料4の主な修正点と、今回初めて御覧いただきます配布資料5について説明をお願ひいたします。

#### ○武田国語調査官

それでは、まず配布資料4についてお話し申し上げます。この概要と言いましようか、1枚でお示しする資料について、大きな変更はありません。これまで体言止めが多用されていたのを用言で終わるような形にそろえたほか、句点の付け方、図の内容、色の使い方などを整理するなど、そういったことを主に修正しています。ですから、内容としては大きな変更はありません。

続きまして、配布資料5の方に移りたいと思えます。先ほど主査からお話がありましたように、これまで、配布資料3と配布資料4のちょうど中間的なものが必要ではないかというようにお話がありました。それから、モニターを通してですので見にくいと思えますが、私の手元に昭和27年当時に各省庁に配られた「公用文作成の要領」があります。非常に薄い、B6判の小さい冊子で、このうちの14ページ分が「公用文作成の要領」に当たる部分なのです。そのように、元々「公用文作成の要領」というのは、余り分量のないものですので、それに合わせたものを一つ用意しておくべきであろうというのが、この配布資料5になります。

基本的には、なるべく配布資料3の報告と対応するようにおまとめいただきました。ただし、2ページを御覧ください。「表記の原則」のところについては、例えば、配布資料3の報告案では、漢字の使用のところでページをたくさん割いています。ただし、資料5では、「表記の原則」、「1 漢字の使用」というのは5行にとどまっています。これはどういうことかと言いますと、「公用文作成の要領」というのは、全体の大枠をまず示す、そういったものです。そして、細々としたいろいろな規定は、別に参照すべきものが既にございます。漢字の使用について言うと、平成22年の常用漢字表の改定に合わせて出された内閣訓令「公用文における漢字使用等について」というものがあり、そこに具体的な規定があるわけです。ですから、漢字の使い方は、まずそこによってくださいということだけを、この要領の要約版には書いておくということになります。

す。ただ、内閣訓令の方もA4にして数ページのものでありますから、漢字の使い方についての具体的な考え方をより詳しく知りたいときには、この配布資料3の方にそれが書かれているといった形になっております。そのような訳で、この「表記の原則」の1, 2, 3辺りは、簡単な記述になっています。

一方で、それ以降の4, 5, 6などは、これまで「公用文作成の要領」の方に書かれていたり、あるいは、どこにもはっきりとした基準がないまま、これまで使われてきたりしていたことをきちんと示しておく、そんな考え方でまとめていただいております。以上です。

○沖森主査

それでは、配布資料4及び5について、質問、御意見を頂きたいと思えます。これもどこからでも結構ですので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○福田委員

福田です。配布資料5の位置付けなんですけれども、単なる確認の質問なんですけど、配布資料3の方では、「新」とか、いろいろ工夫して入れ込んできた事項が入っているんですけれども、そちらは入らないと。具体的にはもっと詳しいところで配布資料3を見てもらえればいいという、そういう配布資料5の位置付けということでしょうか。

○武田国語調査官

主査打合せ会の中でも、一つにするか、あるいは別のものにするかというようなこととお話し合いいただきましたが、いかがでしょうか。

○福田委員

元々の要領が非常に薄いものだということで、それと合わせるということなんですけど、薄いものと厚いものがあれば、当然薄いものから人間は見ていくだろうと。そのときに、ここが新しくなったんだということが分かれば、厚いものも参照するのかなと思います。そういう位置付けなのかなと思いつつ、まだたたき台の段階ということだったので、意見は今まで言っていなかったんですが、これを作成すること自体には賛成です。そこに「新」を入れていくのが大変であるのであれば、これを配る際には、新しい内容が示されていますので、是非厚い方もお読みくださいとか、何かそういった前文が付くのかなということを感じました。

以上です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○田中（ゆ）委員

配布資料5と、それから基になっている配布資料3の目次と照らし合わせながら、ちょっと見ていたんですけれども、大体、目次の見出しに従いながらアラビア数字が付いてというふうな形になっているように感じたんですけれども、配布資料5の方の4ページのアラビア数字の「4」のところは、恐らく配布資料3の目次の1ページ目の「Ⅱ 用語の使い方」の「2」、「3」辺りと対応するのかなと思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○武田国語調査官

御覧いただきますと、配布資料3では、まず「2」で専門用語、「3」で外来語に焦

点が当てられます。これは資料5の「4」でも同じで、「Ⅱ 用語の使い方」のところで「2 専門用語」,「3 外来語」とあるんですが、それをどんなふうに説明するかというのが、どちらの資料でも「4」になっているかと思います。

○田中（ゆ）委員

はい、何でそこが対応しているのかというふうに伺ったのかというと、一度これまでの話の流れの中で、外来語という言葉に統一するというお話があったような気がしたので、「4」では「片仮名語」と書かれているので、多分ここはこれから先、用語の精査とか表現の精査とかしていくのかなと思いましたけれども、対応関係とこれまでの流れを見ると、片仮名語ではなく、ここは外来語という扱いになるところなのかなと思ったので、ちょっと確認をさせていただきたいと思って伺った次第です。

○武田国語調査官

ありがとうございます。

○沖森主査

そのとおりだと思います。

○田中（ゆ）委員

あと、もう一つ続いてよろしいでしょうか。元版の配布資料3ですが、29ページで、配布資料5の方ですと5ページですね、多分これが対応しているところなんだろうと思いますが、今回改めて、前回の一つ上のところで、やさしい日本語について、もう少し言及した方がいいのではということを受けて加筆された部分だと思います。あえてなのかなと思うんですが、関係資料は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」とリンクを張っているのに、本文の中では、「やさしい日本語」という言葉を使っていないことに気付きました。これはあえてなんでしょうか。「平易で親しみやすい日本語を用いる」というふうな形で、特定の何かを想像させないようにしたのか、でも、リンクを張っているのはやさしい日本語だということで、特別な意図があるならばあれですけれども、それほど深い意図がないのであれば、やはり「やさしい日本語」という言い方、考え方ということも広まってきているので、やさしい日本語と直すか、それこそ専門用語の解説のところではありませんけれども、「平易で親しみやすい日本語（やさしい日本語）」みたいな形にしてもいいのかなというふうにちょっと思いました。いずれもさ末なことで恐縮ですけれども、気になったので伺った次第です。

以上です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○中江委員

今、くしくも田中ゆかり委員がおっしゃっていた配布資料3の29ページで、配布資料5の5ページの部分ですけど、一番下のところで、SNSなどの媒体を通じた情報発信について、何か「親しみやすい砕けた表現の書き込みの例」ということが書かれています。ただ、これをどう書けとはもちろん書かれていないし、「一定の品位を保つとともに、文法の枠組みから過度に外れたり、誤りとされる慣用表現・語句を用いたりし

ないよう留意したい」というのは、すごく難しいと思ったんですね。というのも、私も SNS をやっていますから感じているんですけど、砕けた表現というのは難しいんです。

もし SNS の書き込みをするとすれば、恐らく複数の人が担当することになると思うのですが、それぞれの人柄が出てしまうというところがあるのではないかと。そうすると、何か砕けたような表現というか、そういったことを意識しながら書いても、多分人によって全然違う表現になって、人格というか、そういったものが出てしまうおそれがあると思うんです。特に問題にならなければいいんですけども、今はいろいろな意味で炎上が起こったりすることが多いので…。もちろん、おっしゃりたいことは分かるんですけども、ここは結構曖昧で、高度なことを要求しているなというふうに感じて読みました。だからどうしたらいいのかということまでは申し上げることはできないんですけども、「砕けた」というところまでは、言わなくてもいいんじゃないかなというふうに、私は感じました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

○入部委員

先ほど福田委員のお話を聞いていて、ぱっと思ったんですが、ハンディー版というか、こちらの薄い方を読まれる、目を通される方が多い可能性があることを考えると、1枚だけなので、QRコードの部分はこちらの方にも資料として付けていただいて、実はこういう多くの資料の中からエッセンスが出ているんだよということが分かるようにしていただければと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかに。

○川瀬委員

川瀬です。ありがとうございます。まだずっと先の話になるかもしれないんですが、このハンディー版が出来たときに、ダイジェストで文章を抜いてきたようなものではなくて、もうちょっと参考書っぽく、例えば図表を使っているとか、矢印を使っているとか。全てがちゃんと動詞で、「。」で終わってという文章になっているので、ハンディー版だったらもうちょっと見やすい書き方ができるかなというふうにも思っております。又新たなお手間が掛かっちゃうとは思いますが、今、入部先生がおっしゃっていた QRコードと併せると、使い方ハンディーブックみたいになっていいんじゃないかなと、ちょっとした思い付きです。お願いいたします。

○沖森主査

ありがとうございました。

○岩田委員

岩田です。関連して配布資料の5に関してですが、先ほどの福田委員のコメントも踏まえて、私もやはりハンディー版を作るのであれば、目次のちょっと立派になった版のようなものではなくて、新しくなった部分が目立つような、ここがポイントですよという形にした方が、いろいろな人に理解してもらえないのではないかなと思いました。

あとは、本当に細かいことなんですけど、5ページに「不快感」という言葉がまだ残っ

ていますので、後で修正をお願いします。  
以上です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○関根委員

細かいことなんですが、配布資料3と配布資料5の見出しを同じようにした方がいいのではないのかなと思いました。多分ここはむしろ工夫されたところだと思うんですけども、配布資料5のハンディー版を見て、配布資料3の方の報告を見るとすれば、微妙に見出しが違っていたりすると、ちょっと戸惑うので、何かちょっと工夫できないかなと。中には、配布資料5のハンディー版の方は見出しだけで中身がある程度説明されているようなところもあって、その辺りは工夫されているんだと思うんですが、ほかには、例えば単に報告の見出しを付けて、「次のような工夫をする」というだけ付け足しているのもあったりするんで、見出しは同じようにした方が連関も分かって分かりやすいのではないかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

配布資料3について御意見を余り頂かなかったんですが、「3」、「4」、「5」を通じて何か気になる点がありましたら、お願いしたいと思います。

( → 挙手なし。 )

では、特に御発言がないということであれば、もうそろそろ終了の時刻になっておりますので、ここで協議は終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。何か言い残したことがあったらまだ時間がございますけれども、よろしいですか。

( → 挙手なし。 )

ありがとうございました。では、「公用文作成の要領」の見直しについての協議もここで終了したいと思います。

本日頂いた御意見は、主査打合せ会で整理した上で、1月の小委員会で、更に改めたものについて御検討いただきたいと思います。その間、何かお気付きのことがありましたら、いつでも事務局におっしゃっていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

全体を通して、本日の協議について何か言い残しているということがあったら、ここで最後をお願いしたいと思いますが、(1)の常用漢字表についても含めまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

( → 挙手なし。 )

では、最後に、事務局から連絡があればお願いいたします。

○武田国語調査官

次回の小委員会について御連絡いたします。次回は、年が明けまして1月22日の金曜日、この日は午前10時からを予定しております。会場や方法に関しては、改めて御

連絡させていただきます。

以上です。

○沖森主査

本日もオンラインでの開催でしたけれども、無事に終わることができました。感謝申し上げたいと思います。そしてまた、今後とも御協力をお願いいたします。年内はこれが最後の小委員会となりました。委員の皆様方におかれましては、良いお年をお迎えください。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。